

持続可能な天然ゴム調達方針

生物多様性を維持し、気候変動に対応し、暮らしを維持するうえで、森林やその他自然生態系の保護は不可欠です。トヨタ自動車（株）は、全社のサステナビリティ取り組みの一環として、当社のサプライチェーンによる森林破壊と生態系転換の撲滅を進めており、当社およびサプライヤーの全業務において人権の保護を目指しています。天然ゴムは森林破壊の要因として知られていることから、本文書は当社の持続可能な天然ゴムの調達方針の概要を示します。また、当社が加盟している「持続可能な天然ゴムのためのグローバル・プラットフォーム(GPSNR)」総会において2020年9月決議で採択された方針枠組みに一致しています。

また、本文書は、国連ビジネスと人権に関する指導原則や国際労働機関（ILO）の基本条約に示された指針やガイドラインを尊重しています。

適用範囲

本文書の規定は、当社業務において調達された天然ゴムに適用します。リスクアセスメントに基づき、リスク軽減の取り組みに向けて、特定の製品または製品タイプの優先順位付けの必要性を認識しています。当面は、天然ゴム使用量の多いサプライヤーを対象とし、その後拡大を目指します。

トヨタ仕入先サステナビリティガイドラインにサプライヤーへの期待を明記しています。

(https://global.toyota/pages/global_toyota/sustainability/esg/supplier_csr_jp.pdf)

このガイドラインは、当社のサプライヤー評価方法の基準となり、本文書に記載されている方針の順守に向けサプライヤーの期待の維持・向上に貢献します。

方針

持続可能な天然ゴム

当社業務およびサプライヤーを通して、下記に示すGPSNRの方針に従って生産・加工された天然ゴムを含む製品をさらに調達する様に取り組みます。：

- ・ 現地、国内外の法律の遵守
- ・ 汚職の防止
- ・ 森林破壊又は重要な野生動物生息地の破壊に寄与しない
- ・ 高保全価値（HCV）と高炭素貯蔵（HCS）の森林の保護
(2019年4月1日以前の森林破壊またはHCV劣化は、この方針の適用対象外とする)
- ・ 水と土壌資源の保護
- ・ 人権に関わる問題に取り組むため、国連ビジネスと人権に関する指導原則や世界人権宣言などの国際規範を尊重
- ・ 先住民及び地域社会(IPLCs)が彼らの権利に影響を及ぼしうる活動について、事前に十分な情報を与えられた上での同意の自由(FPIC)を保証し、ゴム生産地域におけるIPLCの公式及び慣習的な土地の権利を尊重・認識し、先住民の権利に関する国連宣言(UNDRIP)に従う
- ・ 国際的に認められた労働の権利、ILO基本条約、及び労働者の権利に関するすべての適用法の尊重、特に下記に関する事項:
 - a) 児童労働、強制労働の禁止
 - b) 結社および団体交渉の自由
 - c) 差別の禁止
 - d) 虐待行為の禁止
 - e) 法定の労働時間
 - f) 安全で健康的な職場
 - g) 妥当な生活賃金
 - h) ジェンダー平等
- ・ ゴム生産者、特に小規模農家とゴム生産地のコミュニティの生計に対して、今後策定の「実施ガイドライン」の定義に従った配慮

デュー・デリジェンス

当社方針を実施し、進捗状況を示すため、また、セクター全体の変革に貢献する上で影響力があることを認識するため、以下の事項を更に推進します。:

・トレーサビリティ:

順守を検証できる適切な管轄レベルまで当社のサプライチェーンにおける原材料のマッピング及びトレーサビリティを促進します。

・リスクアセスメント:

天然ゴムサプライチェーン内の実際の及び潜在的な環境・社会的リスクを評価し、今後策定される GPSNR 実施ガイドラインに定められるリスク緩和の取り組みを優先します。

・サプライヤーエンゲージメント:

サプライヤーとともに、この方針に違反する天然ゴムサプライチェーンにおける環境・社会的損害を特定、防止、そして軽減し、さらに、新たなサプライヤー/パートナーの環境・社会的パフォーマンスを契約前に評価します。

サプライヤーに対し、天然ゴムの生産・調達に関する GPSNR 方針の枠組みに沿ったデュー・デリジェンス・プロセスを設定し、今後策定される GPSNR 実施ガイドラインに定められる必要な取り組みについて期限を定めて実施することを要請します。

GPSNR から技術支援を得ながら、当社の期待を理解していただくためのガイダンスや研修をサプライヤーに対して提供いたします。当社のサプライヤーコードを順守しない場合、順守に向け、そして過去の又は現在の損害の改善に向け、期限を定めた実行計画を作成します。

・紛争解決:

当社の業務に関する様々な苦情に対処し、公正かつタイムリーに紛争の解決を目指す仕組みを整備しています。また、サプライヤーに対して当社と同様に取り組むことを期待します。

・報告:

今後策定される GPSNR の報告要件の指定通りに、方針の実施状況について適切に報告いたします。

・持続可能な天然ゴムイニシアティブのための支援:

また、世界市場における天然ゴムの持続可能な採取を可能にし、強化させるべくステークホルダーの皆様およびサプライチェーンへ働きかけ、貢献に努めます。